

秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業業務」（以下、「本業務」という。）を実施するに当たり、業務を受託する事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するため、応募者の募集、提出書類の審査の手続等について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業業務

(2) 業務内容

別添「秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(4) 事業に係る委託料

5,459,828円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。

3 参加資格要件

応募者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 秋田市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(4) 市税に滞納がないこと。

(5) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 共同事業体（以下、「JV」という。）での参加の場合においては、代表者および構成員は、(1)から(5)の条件をすべて満たす者であること。

なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案への参加はできない。

4 スケジュール

令和8年5月2日（土）公募開始

同年5月13日（水）質問票提出期限（正午まで）

同年5月15日（金）参加表明書等提出期限（正午まで）

同年5月22日（金）企画提案書等提出期限（正午まで）

同年5月25日（月）プレゼンテーションおよびヒアリング（予定）

同年5月26日以降 選定結果の公表および契約締結（予定）

5 企画提案の参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加申込みするものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社（法人）概要調書（様式2）

ウ 業務履行実績調書（様式3）

業務実績がない場合は、ない旨を記載の上、提出すること。

エ 誓約書（様式4）

オ 共同事業体結成届（様式5）（JVでの参加の場合のみ）

カ 市税の納税証明書（写し可）

発行日から3か月以内のもの。

キ 登記事項証明書（写し可）

発行日から3か月以内のもの。

(2) 提出先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画政策部選ばれるまち戦略課

メールアドレス：ro-plpo@city.akita.lg.jp

(3) 提出方法

提出書類各1部を担当課へ持参すること。又、提出書類をPDFファイルで電子メールにより提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月15日（金）正午まで

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場

合で、差替え等が期限内に完了しない場合を含む。)は失格とする。

(5) 参加可否の通知

応募者への参加可否の通知は、令和8年5月19日(火)午後5時15分までに電子メールにより通知する。

なお、参加できない応募者には、その理由を付して通知する。

(6) 一次審査

応募者のうち参加資格を確認できた者が5者を超えるときは、企画提案を求める者を5者程度に選定するため、提出された「類似業務の実績」に関して書面審査を行う場合がある。その結果は、前項の確認通知と合わせて通知する。

(7) 参加辞退

参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式自由)」を提出すること。なお、提出済みの書類は返却しない。

(8) 質問の受付および回答

本プロポーザルに関し質問がある場合は、令和8年5月13日(水)正午までに「質問票(様式6)」に質問の内容を記入し、電子メール(メールアドレスは(2)と同様とし、受領を確認すること。)にて提出すること。

なお、質問は実施要領、仕様書および企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査に係る質問は受け付けない。また、質問票以外による質問や問合わせには一切応じない。

提出された質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより行うほか、質問および回答内容を秋田市ホームページに質問者名を伏せて掲載する(令和8年5月14日(木)を予定)。なお、回答内容は、本実施要領および仕様書の追加又は修正とみなす。

6 企画提案書等の提出方法

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出することとする。なお、提案は1者1案に限るものとする。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成して提出すること。作成する書類は、A4版とし、様式は自由とする。提出後の変更、修正、追加および再提出は、本市が指示した場合を除き、認めない。

ア 企画提案書

イ 業務の実施体制

ウ 参考見積書

(2) 提出先

5の(2)に同じ

(3) 提出方法

(1)の提出書類を1綴りにしたものの正本1部と副本7部を担当課へ持参すること。又、提出書類の正本と副本をそれぞれPDFファイルで電子メールにより提出すること。

審査の公正を期するため、提出書類の副本には社名や担当者名を記入しないこととし、「弊社」、「当社」、「当グループ」等の記載とすること。

(4) 提出期限

令和8年5月22日（金）正午まで

※すべての提出書類が期限内に到着しない場合（書類に不備があった場合で、差替え等が期限内に完了しない場合を含む。）は失格とする。

7 企画提案を求める内容（企画提案書の記載要領）

企画提案書等の作成に当たっては、別添「仕様書」および別紙1「評価シート」の評価の着眼点を踏まえ、以下により企画提案の内容を記載すること。ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。

(1) 企画提案書

次の各項目についてそれぞれ横書き1ページ以上、合計で20ページ以内（表紙、裏表紙は除く。）とすること。

ア 秋田市公式Instagram写真・動画展の企画および運営（仕様書5の(1)）

写真・動画展の開催に合わせて、展示物を見た市民や帰省客、観光客等が主体的に本市の魅力等を発信したくなる企画を具体的に示すこと。

イ 秋田市公式Instagram魅力発見コンテストの企画および運営（仕様書5(2)）

コンテストの具体的手法や2名の審査員候補、賞品等について具体的に示すこと。

受賞作品発表イベント等について、会場案やイベント等の実施内容、協力企業や協賛企業等の関わり方を具体的に示すこと。なお、単なる授賞式とはせず、参加者がSNSを活用してより効果的に本市の魅力を発信したくなるような企画を行うこととし、その内容についても具体的に示すこと。

コンテストや受賞作品発表イベント等について、効果的な告知方法を提案し、その手法について具体的に示すこと。

ウ 協賛金の募集（仕様書5の(3)）

協賛特典に応じた複数の区分を設定し、具体的な協賛金募集計画を示すこと。なお、協賛特典については、このコンテストにおける冠賞を特典に含め、協賛額に応じて適切な協賛特典を設定すること。

エ 高校巡回展の設営および撤去（仕様書5の(4)）

高校巡回展の開催に合わせ、高校生が展示物を通して地域資源や魅力の発信に主体的に関与できる企画を具体的に示すこと。

(2) 業務の実施体制（仕様書6）

統括責任者、委託業務に関わるスタッフの配置、担当内容や専門性、通常の勤務地および指揮系統について、組織図などを用いて具体的に示すこと。

(3) 参考見積

本業務の委託料を積算内訳がわかるように見積もること。

8 企画提案の審査

(1) プレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングを次のとおり実施する。詳細については、参加資格を確認した事業者にも別途通知する。

ア 実施日時

令和8年5月25日（月）13:00～

イ 開催場所

秋田市役所本庁舎 6階 6-A会議室

ウ 実施内容

プレゼンテーションは1者10分以内とし、その後、審査委員からのヒアリング（質問など）を行う。プレゼンテーションでは、企画提案書の内容を説明するとともに、特に強調したい点や提案の背景などを述べるものとする。説明時には、社名等を述べないこと。

また、審査委員は非公表とする。なお、追加資料等の配布（企画提案書等の差し替えを含む）は認めない。

(2) 受託候補者の選定

プレゼンテーションおよびヒアリング後、別紙1「評価シート」に基づき、審査委員による評価を経て、受託候補者を選定する。

審査委員全員の合計評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。また、二番目に高い者を次点候補者を選定することとし、受託候補者が辞退等した場合は次点候補者を受託候補者として、繰り上げるものとする。

ただし、各評価項目において基準点（6割）を下回る項目があった場合は、審査委員の協議により受託候補者を選定することとし、応募者が1者の場合も同様とする。

合計評価点が同点の場合は項目毎に比較し、①企画提案内容、②業務実施体制、③協賛金募集計画の順で高い者を上位とする。①、②、③とも同点の場合は、審査委員の協議により上位を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果および評価項目ごとの評価点数を電子メールにより通知するとともに、秋田市ホームページにて公表する（受託候補者以外の者については、社名を除く。）。

9 契約締結

8において選定した者の企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議および調整を行った上で、本市と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。なお、次の事項に該当するときはその者の提案を無効とし、次点候補者と交渉を行う。

- (1) 企画提案内容に虚偽がある場合
- (2) 他の参加者に対して不当な行為をしたと認められる場合
- (3) 本要領の事項に違反したと認められる場合

10 契約保証金

契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、秋田市財務規則第128条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案は未発表のものであると同時に、他者の著作権を侵害するものではないこと。著作権侵害が明らかな場合は、審査対象としないほか、決定後に疑義が発覚した場合には、すべて参加者の責任とし、審査結果の発表後であっても取り消す場合がある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザル以外に使用しない。

12 本件に関する問合せ先

秋田市企画政策部選ばれるまち戦略課プロモーション担当

T E L : 018-888-5487

E-mail : ro-plpo@city.akita.lg.jp